

平成 29 年 4 月 20 日

会 員 各 位

公益社団法人
東 京 都 医 師 会
会 長 尾 崎 治 夫
(公 印 省 略)

受動喫煙防止法への賛同署名依頼について

皆様におかれましては益々ご発展のこととお慶び申し上げます。

いつも医療ならびに健康推進活動へのご理解とご協力を頂き、誠にありがとうございます。2020 年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、受動喫煙防止法（健康増進法の改訂）が話題となっておりますが、すでに世界では 50 ヶ国以上が受動喫煙防止法を制定しており、バーですら屋内禁煙になっています。国際オリンピック委員会 (IOC) と世界保健機関 (WHO) は「タバコのないオリンピック」を開催することで合意しており、日本でも 2020 年までに受動喫煙防止法を制定する必要があります。

しかし厚生労働省が提出した法案に対し、自民党たばこ議員連盟が出した対案はひどいもので、飲食店もタクシーも「禁煙」か「喫煙可」の表示をすれば良いとするものでした。これでは飲食店は現状通りで、すでに禁煙化されているタクシーは現状より受動喫煙防止対策を強化するどころか、甘くする内容となっています。このような対案は絶対に容認できず、東京都医師会としては、厚生労働省の原案に賛同する署名活動（日本肺がん患者連絡会/日本禁煙学会）に協力することといたしました。

日本肺がん患者連絡会代表の長谷川氏は、受動喫煙のひどい職場で肺癌を発病し、寛解中の現在も受動喫煙で癌が再発するのでなはないかと怯えながら生活しているとのこと。また喘息の患者さんたちは、飲食店に入るだけでも本当に苦勞しています。彼らが安心して過ごせる場所は、海外では保障されているにもかかわらず、日本では見つけることが非常に困難な状況なのです。タバコを吸う権利はあっても、人に吸わせる権利はないはずであり、彼らの暮らしを守って頂きたいのです。日本医学会連合の高久史磨会長も「世界の恥で、政治家の責任」と強く非難しています。

つきましては、本件についてご理解をいただきますとともに、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、署名方法につきましては、インターネット (<https://goo.gl/q6ueYL>) によりご署名いただくか、別添署名用紙をご使用いただき、直接日本禁煙学会へお送りくださいますようお願い申し上げます。誠に恐縮ですが、命と健康を守るために、また医療経済の破綻を防止するためにも、どうか皆様のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

2017年3月

タバコ問題の解決に関心を寄せる皆さまへ

《緊急のお願い》

受動喫煙対策：厚生労働省の原案に賛同署名を！！

一般社団法人 日本禁煙学会理事長 作田 学

【連絡先】日本禁煙学会（賛同署名送付先）

162-0063 東京都新宿区市谷薬王寺町 30-5-201

FAX:03-5360-6736/E-mail:desk@nosmoke55.jp

2月8日付けの新聞報道によりますと「30平方メートル以下のキャバレー・バー・スナックなどを受動喫煙対策の例外とする」としています。これは、厚労省の「健康増進法改正案」をなし崩し的に意味のないものとするだけでなく、「タバコのないオリンピックを目指す」IIOCとWHOの協定にも違反しています。

海外ではスペインで100平方メートルで分ける政策が一時行われましたが、公平性の欠落と、従業員の受動喫煙被害などを理由に修正され、全店舗を禁煙としました。その結果何ら問題は起こりませんでした。メディアでは、「禁煙になったら店が潰れる」という飲食店業界幹部の一方的な発言ばかりが宣伝されていますが、世界中のいずれの国でもそのようなことは起きておりません。

3月2日に公開された九州看護大学の川俣幹雄教授のグループは10,051人のアンケート調査を行った結果、実に73.1%が厚労省の原案（面積基準なしで一律の禁煙）に賛成でした。反対はわずか9.8%でした。受動喫煙の害から国民を守ること（国民の健康ファースト）、分煙は不十分であるという観点から、皆さまの賛同署名をよろしくお願い申し上げます。

《私は、厚生労働省の「原案」に賛成いたします》

氏名	住所

【署名担当】

※本署名は、厚生労働大臣に提出し、他の一切の事案に使用しないことをお約束します。